

町田市薬師池公園地域魅力向上計画懇談会設置要綱

第1 設置

薬師池公園地域の魅力向上に関する計画（以下「計画」という。）の策定に資するため、町田市薬師池公園地域魅力向上計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

第2 定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薬師池公園地域 薬師池公園を中心とし、町田えびね苑、町田ぼたん園等を含んだ地域で市長が別に定める地域をいう。
- (2) 七つの国 薬師池公園地域に存する7つの施設をそれぞれ国に見立てて事業を展開する構想をいう。

第3 役割

懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 七つの国の設定及び実施する事業の設定に関すること。
- (2) （仮称）丘の駅の施設及び機能に関すること。
- (3) 薬師池公園地域に存する個々の施設の魅力向上及び情報発信に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第4 組織

- 1 懇談会は、委員9人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者 2人以内
 - (2) 薬師池公園地域及びその周辺地域を含む地区の町田市町内会・自治会地区連合会の代表 3人以内
 - (3) 町田市観光コンベンション協会の代表 1人
 - (4) 市内の農業関係団体の代表 1人
 - (5) 市内の障がい者団体の代表 1人

(6) 市内の自然保護団体の代表 1人

第5 委員の任期

委員の任期は、懇談会が第3の規定による報告をしたときまでとする。

第6 会長

- 1 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第7 会議

- 1 懇談会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第8 庶務

懇談会の庶務は、都市づくり部公園緑地課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2013年10月4日から施行する。
- 2 この要綱は、2014年3月31日限り、その効力を失う。